

医療安全管理指針

1. 医療安全管理指針の目的

この指針は、患者様が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することを通じて、地域社会へ貢献することを目的として定める。

2. 医療安全管理に対する基本的な考え方

医療安全管理体制のもとに全職員が医療安全に対する意識を高め、個人と組織の両面から事故を未然に回避しうる能力を強固なものにするとともに、これからの取り組みを明確なものとし、医療の安全の推進と医療事故の防止を図る。

3. 医療安全管理規則の策定

医療安全管理規定を定め、医療安全管理体制の整備を行うことにより、より良い医療サービスの提供と医療事故の撲滅を目指す。

4. 報告体制の整備

医療安全に係るインシデント、アクシデントレポートの報告体制を制度的、組織的に整備し、医療事故の未然防止と再発防止に努める。

5. 医療安全管理体制の構築

医療安全管理を積極的に推進するために、医療安全管理室に設置する。
毎月 1 回医療安全管理室会議を開催し、インシデントレポート及び事故報告の評価・分析を行い、改善策を検討する。また、決定事項は「医療安全管理委員会」を通じて全職員へ周知徹底を図る。

6. 職員研修の実施

医療安全に係わる基本的な考え方や具体的な方策等の周知徹底と、職員個々の意識向上を図るために、全職員を対象とした研修を年2回以上実施する。

7. 医事発生時の報告制度

医療側の過失によるか否かを問わず、医療事故が発生した場合、患者様への適切な処置を行うとともに所定の報告手続きを行い、再発防止に努める。

～平成 24 年 4 月～